

令和2年12月23日

## 冬季休業中における新型コロナウイルス感染症の対応について

冬季休業中は、「①児童生徒等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合」のみ電話連絡をお願いします。感染が判明した日によって連絡先が異なります。

- ①12月26日（土）～12月28日（月）に感染が判明した場合  
速やかに流山市役所（7158-1111）に連絡をしてください。
- ②12月29日（火）～1月4日（月）に感染が判明した場合
  - （ア）1月4日（月）に流山市役所（7158-1111）に連絡をしてください。
  - （イ）1月5日（火）に各学校に連絡をしてください。
- ③中学校において以下の（ア）～（ウ）のすべてに該当した場合
  - （ア）12月26日（土）、27日（日）に部活動及び学習会に参加した。
  - （イ）26日（土）に活動した生徒が28日（月）までに発熱があった。  
または、27日（日）に活動した生徒が29日（火）までに発熱があった。
  - （ウ）発熱があった日から1月4日（月）までに感染が判明した。速やかに流山市役所（7158-1111）に連絡をしてください。